

会議の要旨（議事録）

会議の名称	平成28年度 第2回鳥栖市環境審議会		
開催日時	平成29年2月22日(金) 14:00~15:03	開催場所	市役所2階 第2会議室
出席者数	委員11人 事務局 4人	傍聴人数	0人
議題	①第2次鳥栖市環境基本計画（改訂版）の策定について ②第2次鳥栖市環境基本計画の進捗状況について ③鳥栖市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」実績報告について ④騒音振動法及び振動規制法等の規制区域区分変更について		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料① 第1回審議会における意見について</li> <li>・資料② 議員勉強会における意見について</li> <li>・資料③ 第2次鳥栖市環境基本計画の取組の目標の達成状況</li> <li>・資料④ 鳥栖市環境事業計画書（中間点検）</li> <li>・資料⑤ 鳥栖市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」実績報告</li> <li>・資料⑥ 騒音規制法・振動規制法等の規制区域区分変更について</li> <li>・答申書（案）</li> </ul>		
所管課	（課名）環境対策課 （電話番号）0942-85-3561		

平成28年度 第2回鳥栖市環境審議会

- 【日時】 平成29年2月22日（水） 午後2時00分～午後3時03分  
 【場所】 市役所2階第2階会議室  
 【議題】 (1) 第2次鳥栖市環境基本計画（改訂版）の策定について  
 (2) 第2次鳥栖市環境基本計画の進捗状況について  
 (3) 鳥栖市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」実績報告について  
 (4) 騒音規制法及び振動規制法等の規制区域区分変更について  
 【出席】 宮島委員（会長）、佐田委員（副会長）、有馬委員、弥吉委員、今村委員  
 境委員、高原委員、林委員、鶴委員、實松委員、永友委員  
 【欠席】 徳淵委員、和田委員、木村委員、川淵委員  
 【事務局】 榎原課長、竹下補佐、野中係長、赤塚主事

議 事 録

発言者	内容
	－(1)第2次鳥栖市環境基本計画（改訂版）の策定について－
委員	市民1人1日あたりのごみ排出量が、全国や佐賀県の平均と比べても多いとあるが、この算出方法はどのような方法によるものなのか。また、全国で統一されているのか。
事務局	市で1年間に出たごみの総量を年間日数と人口で割った数値である。そのごみの中には、事業ごみも含まれる。また、その算出方法は全国で統一されている。
委員	他に意見が出ないようであれば、これで、第2次鳥栖市環境基本計画（改訂版）が承認され、答申されるという理解でいいのか。
事務局	前回の審議会で出された意見を元に修正案を作成して今回議題に挙げている。今回の審議会で異議等は無かったため、これをもって、第2次鳥栖市環境基本計画（改訂版）が承認されたということで、答申をお願いしたい。
	－(2)第2次鳥栖市環境基本計画の進捗状況について－
委員	資料③の「第2次鳥栖市環境基本計画の取組の目標の達成状況」について、アンケートをもとにした数値で目標を設定している項目がいくつかあるが、アンケートは、その人の意識や感覚によって回答が変わるため、客観的ではなく、限界があるのではないのか。
事務局	アンケートについては、今回、環境基本計画の改訂を行うために、市民約800名を対象にした市民アンケートを行った。市民アンケートを毎年行うのは難しいため、環境基本計画の進捗状況の毎年の把握には、市内全小学校の4年生もしくは5年生の保護者のアンケートを利用している。そのため、本来の市民アンケートと比べて、偏りがあるのは承知している。また、ご指摘があるように、アンケートの数値を取組目標に設定しているのも、限界があるのは承知している。
委員	どうして、市内全小学校の4年生もしくは5年生の保護者を対象にしているのか。
事務局	毎年、地球温暖化防止をテーマとした出前講座を市内全小学校の4年生もしくは5年生を

	対象にして行っており、その保護者の方に協力してもらい、アンケートを行っている。
委員	資料④の「鳥栖市環境事業計画書（中間点検）」の7Pの「不法投棄防止パトロール」に関連して、例えば、私たちがごみの不法投棄を目撃した時、どの程度のごみであれば、警察や環境対策課に通報すればいいのだろうか。
事務局	タバコのポイ捨てぐらいだと、警察に通報して立件してもらおうというのは中々難しいが、粗大ごみ等を不法投棄している現場を目撃した時は、警察や環境対策課に通報して頂きたい。投棄物を調べて、投棄者の手掛かりが無いか調べる。また、投棄者の自動車のナンバーがわかれば、それも記録して頂きたい。
委員	同じページの「道路里親制度」で、個人で道路清掃をボランティアで行っている方は多くいると思うが、その人たちはカウントされていないのか。また、道路里親制度の目標には「登録団体数を18団体以上にする」とあるので、個人は対象にならないのか。
事務局	道路里親制度は、希望者から申請をして頂き、登録を市でする形になっている。そのため、道路清掃をボランティアで行って頂いている個人が全て登録されているわけではない。なお、個人で道路里親団体として登録している人もおり、その場合も「1団体」としてカウントしている。
委員	同じページの「ボランティアごみ袋の配布」について、私たちの団体も、清掃活動を行っており、環境対策課にお世話になっている。個人でも、ボランティアで清掃活動を行っている人が多くいるので、そういう人たちを増やす取り組みを今後も行ってほしい。
	－(3)鳥栖市地球温暖化対策計画「区域施策編」実績報告について－
委員	資料⑤の3ページの「市街地緑化の推進」で、私たちの団体では、植樹を行っており、今後、サクラを植樹したいと思っているのだが、「鳥栖市花とみどりの推進協議会」の方でサクラの木を要望することは可能だろうか。
事務局	担当課に確認次第、連絡をする。
委員	「市街地緑化の推進」で、緑化の推進は一長一短があり、木が茂って日光をさえぎったり、落ち葉の問題などがある。 また、同じページの「歩行者・自転車通行帯の確保」で、路側帯を設け、カラー舗装化を行ったということだが、こちらの路側帯は自転車も通行できるのか。
事務局	自転車も通行できるが、あくまでも歩行者優先である。
委員	「市街地緑化の推進」に関連して、植樹はいいことだが、植えた後の管理が問題になることがある。私事だが、自宅前の公園に植えてある木が、大きく育っており、道にまで枝がはみ出てきているほどである。こういった場合はどうすればいいのか。

事務局	木の枝の管理については、木の管理者か所有者に責任があるので、直接言って頂いた方がよい。
委員	資料 5 の 3 ページで「4.再生可能エネルギーの普及促進」の所で、下水処理過程で発生する汚泥の利用とあるが、下水汚泥は産業廃棄物になり、普通はごみにしかならないが、どのように利用しているのか。
事務局	下水汚泥は堆肥化として利用しており、事業者に取り取って頂いている。  －(4)騒音規制法及び振動規制法等の規制区域区分変更について－
委員	このような変更事項も審議会の審議対象になるのか。
事務局	昨年も、認定こども園が騒音規制法及び振動規制法の新たな対象になるということで、審議して頂いた。 なお、環境基本条例第 18 条第 2 項第 2 号にあるように、審議会では環境の保全に関する基本的事項及び重要事項に関しても、調査審議することになっている。 今回も騒音規制法及び振動規制法の規制区域が変更という環境の保全に関することだったので、審議会の議題にあげた。